

令和5年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計予算

令和5年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,153,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税納税通知書印字製本封入封緘業務	令和6年度	33,547
特定健康診査当初受診券印刷及び封入封緘業務	令和5年度から 令和6年度まで	5,193
特定健康診査随時受診券印刷及び封入封緘業務	令和5年度から 令和6年度まで	4,735
重複・頻回受診者等保健指導業務	令和5年度から 令和6年度まで	4,191
国保健康診査お知らせ通知印刷及び封入封緘業務	令和5年度から 令和6年度まで	906